

このニュースを地域民報への転載や各支部への配布など、積極的に活用してください。

さっぽろ 市議団ニュース

<第1回定例会>

2018年3月19日

No. 187

日本共産党札幌市議団 事務局

tel 211-3221 / fax 218-5124

受診を抑制し“手遅れ死”につながる資格証の大量発行やめ、短期証に改めよ！

小形かおり議員が質問

日本共産党の小形香織議員は14日、予算特別委員会で国保の資格証明書の発行について質問しました。

資格証が発行されると病院の窓口で医療費を全額支払うこととなります。小形議員は、「後から還付されるといってもそもそも国保料を払えない人が病院代を10割払うことなどできない」と指摘するとともに、「資格証の発行が2016年12月時点で10,380世帯、2017年5月時点で8,856世帯にも上るが、滞納が発生してからどのようにして『資格証』が送られるのか」とたずねました。

富樫医療部長は、特別な事情がないにもかかわらず支払いがない場合、最初の納期6月末までに支払いがないと7月に「督促状」が発行され、以降は納期ごとに発行、滞納の状況に応じて「保険料の納付について」「短期被保険者証の交付の事前予告」などの「催告書」を発行し、保険証の有効期限が11月末のため12月には短期証(4カ月間)を交付、有効期限が切れる4月に再び短期証を交付し、これが切れる7月に保険証の「返還命令通知書」を送り、8月に資格証の交付となるとのべました。

小形議員は、「書類での督促と同時に区役所や保険サービス員から電話で督促を受ける」として、月に1度以上は支払いが求められ、「督促状」がとどき短期証の予告とその送付など「資格証発行の目的である『折衝の機会』は、その前から十分ある」と強調しました。

そのうえで、厚労省の通知「国民健康保険法の一部を改正する法律の施行に係る留意点等について」で、「資格証明書については、事業の休廃止や病気など、保険料を納付することができない特別な事情がないにもかかわらず、長期にわたって保険料を滞納している方について、納付相談の期間を確保するために交付しているものであり、機械的な運用を行うことなく、特別な事情の有無の把握を適切に行ったうえで行う」とのべているとして、「全ての世帯について『特別な事情の有無の把握』を行っているのか」とたずねました。

富樫部長は、「一律に把握できる方法を持っていないため、あくまで納付相談に来ていただいて生活状況などの把握に努めている」と答弁。小形議員が「特別な事情を把握しなさいと書いてある」「特別な事情がないとわかっているのが8,856世帯なのか」とたずねると、富樫部長は、「弁明書をすべての人に出しており、これによって示していただいていると理解している」「回答のない方については特別な事情がないものとみなさざるを得ない」とのべました。

小形議員は、厚労省の「医療機関の未収金問題に関する検討会」で「資格証明書というのは、本来、保険料を払えない理由がないのに保険料を払っていない方に窓口に来ていただく仕組み」と説明しているとして、「払えない理由がないのに払わない」人に対して発行するものと強調。「特別な事情をしっかりと聞いていれば、手遅れ死はおきないはず」と批判しました。

小形議員は、資格証と同様に短期証の発行目的も「折衝機会を得ること」だとのべ、「10割負担の資格証か短期証かは、まさに病院に行けるか行けないかの分岐点、命の問題」「受診抑制を招く資格証の発行ではなく、短期証にしていく検討をはかるべき」とたずねました。

長谷川保健福祉局長は、「短期証を交付したのちに、特別な事情がないにもかかわらず1年以上滞納を続けた世帯には法令にもとづき資格証を発行する」としつつ、「様々な事情から窓口に行けない方があるのであれば周知の方法など改めて検討したい」とのべました。